

独立行政法人福祉医療機構年度計画

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成23年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成23年3月31日

平成23年5月 2日改正

平成23年7月25日改正

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりを推進する。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行う。
また、監査室による検査とQMS内部監査を統合することにより、監査機能を高度化し、業務管理の充実を図る。

さらに、平成21年度に策定したリスク・危機管理基本方針等に基づき、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を抽出した「リスク対応計画」の評価及びリスクの管理を行う。

業務改善活動については、組織横断的に業務改善を検討するなど、更なる活性化を図る。

(2) A L M (資産負債管理) システムを活用して、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。

(3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成22年度に実施した自己点検結果等を基に、情報セキュリティ対策の強化を図る。

また、平成21年度に策定した個人情報保護マニュアルを基に、保有個人情報の適切な管理及び保護について更なる強化を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修・改善等を行う。

(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者（C I O）及び情報化統括責任者（C I O）補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき外部研修の受講及びワークショップを実施する。

(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るために、情報化統括責任者（C I O）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
 - ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。
- (3) 業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進する。
- (4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努めるとともに、更なる経費の削減への取組を行う。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取組む。
併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（参考）

区分	平成23事業年度
貸付契約額	197,900,000千円
資金交付額	179,000,000千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

また、平成23年度予算においては、

- ① 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長及び融資率の優遇
- ② 木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備備品に係る融資率の優遇等

が認められたことから、これらの円滑な導入を図るなど、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備する。

(3) 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談の実施、借入申込の手引きの電子媒体による配布などを行い、利用者サービスの向上を図る。

特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。

(4) 平成22年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。

(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（参考）

区分	平成23事業年度
貸付契約額	305,900,000千円
資金交付額	280,500,000千円

(1) 医療貸付事業については、医療施設の質的向上と効率化を推進することによ

り、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。

また、病院への融資については、引き続きガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。

- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金や、セーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金（出産一時金等の制度見直しに伴う運転資金を含む）の需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

また、平成23年度予算においては、

- ① 病院及び介護老人保健施設に係る償還期間の延長、病院に係る先進医療等に寄与する機械購入資金の追加
- ② 社会医療法人の施設整備、医療提供体制施設整備交付金の地球温暖化対策事業の対象となる施設整備及び感染症の流行等により診療が停止した施設に対する運転資金に係る優遇等

が認められたことから、これらの円滑な導入を図るなど、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備する。

- (3) 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。また、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、利用者サービスの向上に努める。

特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。

- (4) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

- (1) 福祉医療貸付事業等の効率化

① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率

の見直しを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、引き続き中期目標に掲げる水準の達成を図る。

- ② 福祉医療貸付事業の金利の設定に当たっては、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。
- ③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。

(2) リスク管理債権の適正な管理

- ① 貸付先の経営情報を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努める。
　　福祉医療貸付事業及び福祉医療経営指導事業との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。
　　また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。
- ② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要にかんがみるとともに、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。
- ③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関する正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成23年度における延べ受講者数を2,070人以上とする。
- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成23年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。
- (3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等に重点

化したセミナーに組み替える。

(4) 平成22年度に策定した経営指標に基づき、保育所の簡易経営診断を実施する。

(5) 個別経営診断については、平成23年度において延べ280件以上の診断を実施する。

なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を得られるように努める。

また、経営改善支援の手法を開発するため、経営診断の実施等を通じて、引き続き具体的な経営管理の実情を把握する。

(6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。

(7) 法人全体の決算状況に基づく定量的分析による経営状況比較を行い、債権管理への活用を図る。

(8) 経営支援について機構からの情報発信を強化するため、機構におけるこれまでの調査・研究の成果等も踏まえつつ、セミナー等における情報提供の拡充を図るとともに、福祉・医療施設の経営についての優良事例等の収集・分析を行う。

なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導等のノウハウについて、民間へ普及するための具体的な手法等を検討する。

(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマ

について、国と協議のうえ設定する。

なお、平成23年度から助成対象事業や助成対象テーマが変更となったことに伴い、利用者の手続きに混乱を招くことがないよう、留意事項などを募集要領等に明記し、公表するとともに、広く周知する。

(2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。

また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。

(3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。

(4) 各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。

(5) 平成23年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。

(6) 事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、審査・評価委員会において、平成23年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施する。

なお、助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、より効率的かつ効果的に実施するものとし、その成果を踏まえ、助成先団体において助成終了後も継続される事業等への有効な助言を行う。

(7) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、平成24年度分の助成事業の選定方針の改正に適正に反映するなど、継続的な改善に活用する。

また、事後評価の結果に基づき、必要に応じて、助成対象事業や助成対象テーマの見直しについて国に提案する。

(8) 助成終了後1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、おおむね3年経過後にもフォローアップ調査を実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を選定方針の策定等に活かす。

(9) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、団体の事業実施に対して的確な相談・助言等に努める。

また、そのために必要な職員の専門性の向上に努める。

- ① 今日的な課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、助成先団体等との意見交換等を計画的に実施する。
- ② N P O 等の地域の民間福祉活動に対しても、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても的確な相談、助言等が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。
- ③ 専門家や現場とのネットワークづくりによって、現場の活性化や専門スタッフの育成を図る。

(10) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を 80 % 以上とする。

(11) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が 70 % 以上の回答を得る。

(12) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで公表し、広く周知する。

(13) 優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図るために、助成事業報告会を 3 回開催する。

また、社会的課題の解決に向けた取組などを周知・普及するため、シンポジウムを開催する。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 23 事業年度
4月1日現在の被共済職員数	710,285 人
退職手当金支給者数	59,215 人
退職手当金支給額	77,099,182 千円
単位掛金額	44,700 円

(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75 日以内とする。

(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施するすべての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、意見交換及び事務取扱について指導等を行う。

さらに、共済制度に加入していない法人に対して加入促進活動を実施し、制度の一層の安定化を図るとともに、機構が主催するセミナー等における制度説明の実施や関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するなど、効果的な制度周知を行うことにより、制度の適正な運営の確保を図る。

(3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。

- ① 電子届出システムについて、システム改善や操作性の向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得られるように努める。
- ② 事務処理の簡素化、処理期間の短縮を図る観点から電子届出システムの利便性の向上を目的に改善を図る。

(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。

また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

（参考）

区分	平成23事業年度
新規加入者数	387人
新規年金受給者数	2,140人
保険対象加入者数	79,331人
年金給付保険金支払対象障害者数	50,370人
死亡・障害保険金額	7,528,500千円
年金給付保険金額	12,174,804千円

(1) 財政状況の検証

平成22年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検

証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。

また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

（2）扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。

② 運用の目標

ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。

イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。

④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

⑥ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成23年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて隨時見直す。

（参考）基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%

外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。

- ・ 各資産

各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。

- ・ 各運用受託機関及び各資産管理機関

運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。

⑧ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

⑨ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成22年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体の事務担当者に対する事務担当者会議を効率的に開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

また、事務担当者会議について、地方公共団体に対して会議内容に関するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、福祉保健医療サービス事業費が減額される中で、効率的な運用を図り、利用者サービスの維持に努める。

なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減する。

(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を8.3万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。

(3) WAM NET基盤を機構等業務の電子届出として活用するとともに、WAM NET機能及び電子データ等を効率的に活用し、国の福祉保健医療施策を支援する。

(4) バナー広告等の自己収入の拡大を図る。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、現行制度における貸

付限度額の引下げ等の措置を講じる。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

○年金担保貸付事業

区分		平成 23 事業年度
	貸付契約額	186,900,000 千円
	資金交付額	186,900,000 千円
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	186,900,000 千円 (82,000,000 千円)

○労災年金担保貸付事業

区分		平成 23 事業年度
	貸付契約額	4,800,000 千円
	資金交付額	4,800,000 千円
原資	貸付回収金等	4,800,000 千円

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。
- (2) 利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済とするため、貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施する。
- (3) ホームページ、リーフレット等により、制度取扱変更の内容等の周知を行う。また、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体 20 団体以上との連携協力による広範な広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。
- (4) 受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対して制度取扱変更内容等を周知徹底する。
- (5) 制度取扱変更にあわせて、借入申込から貸付実行までの事務処理方法の効率化について検討を行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- (1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対して債権の管理・回収等の留意点等を周知徹底する。
- (2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- (3) 転貸債権に係るローン保証会社 24 社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- (4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。
- また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。
- なお、返済条件変更措置の内容等については、時宜に応じて、関係機関、機構ホームページ等により的確に周知する。
- (5) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行うとともに、長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期回収に努める。
- (6) 転貸法人 20 法人に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表 1 のとおり

2 収支計画

別表 2 のとおり

3 資金計画

別表 3 のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

91, 600百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画に定めた計画に基づき、不要財産の国庫納付を進める。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
 - 業務改善にかかる支出のための原資
 - 職員の資質向上のための研修等の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項
 - 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。
- ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。

- ③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を引き続き実施するとともに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得の支援を実施する。
- ④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

平成23年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

予算
平成23年度予算

別表1

(単位:千円)

区分別	金額								計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金貸付勘定	担保勘定	労災年金貸付勘定	承継債権管理回収勘定	教育資金貸付けあつせん勘定	
収入									
運営費交付金	3,286,901	552,612	107,997						3,947,510
国庫補助金	2,081,376	21,312,337							23,393,713
社会福祉振興助成費補助金	2,081,376	21,312,337							2,081,376
給付費補助金									21,312,337
利子補給金	5,511,850								5,511,850
政府出資金	14,000,000								14,000,000
福祉医療貸付事業収入									
福祉医療貸付金利息	54,023,495								54,023,495
経営指導事業収入	45,053								45,053
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720								19,720
退職手当共済事業収入									
掛金									
都道府県補助金									
退職手当給付費支払資金戻入									
給付費支払資金運用等収入									
心身障害者扶養保険事業収入									
保険料収入									
保険金									
特別給付金									
弔慰金									
信託運用収入									
扶養保険資金戻入									
年金担保貸付事業収入									
年金担保貸付金利息									
労災年金担保貸付事業収入									
労災年金担保貸付金利息									
承継債権管理回収業務収入									
承継債権貸付金利息									
手数料収入									
利息収入	13,319								3,610,591
雑収入	15,767	817	231	888	23	431	547,239	3,568	561,012
計	78,997,481	85,819,952	33,604,354	3,611,502	46,692	63,569,710			265,649,691
支出									
福祉医療貸付事業費	58,199,196								58,199,196
支払利息	57,947,718								57,947,718
業務委託費	119,092								119,092
債券発行諸費	132,386								132,386
社会福祉振興助成金	2,081,376								2,081,376
退職手当共済事業費									
退職手当給付金									
退職手当給付費支払資金線入									
心身障害者扶養保険事業費									
支払保険料									
年金給付保険金									
弔慰金給付保険金									
特別弔慰金給付金									
扶養保険資金線入									
年金担保貸付事業費									
支払利息									
業務委託費									
債券発行諸費									
労災年金担保貸付事業費									
業務委託費									
業務経費									
福祉医療貸付業務経費	1,097,181	276,041	35,185	62,744	32,833	2,852,200			32,833
経営指導業務経費	449,198								4,326,534
福祉保健医療情報サービス業務経費	71,931								449,198
社会福祉振興助成業務経費	495,217								71,931
退職手当共済業務経費	80,835								495,217
心身障害者扶養保険業務経費									80,835
年金担保貸付業務経費									276,041
労災年金担保貸付業務経費									35,185
承継債権管理回収業務経費									62,744
一般管理費	252,398	35,833	6,760	41,494	3,274	2,852,200			3,183
人件費	2,031,181	241,555	66,283	132,513	2,694	106,515			446,274
計	63,661,332	85,819,952	33,604,354	3,605,807	41,984	3,369,659			2,885,170

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

收支計画
平成23年度收支計画

別表2

(单位:千円)

区別	金額										
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年貸 金付	担 保	保 勘定	災 年付	金 勘定	承 回 債 權 勘定	承 貸 教 育 資 金 勘定	計
費用の部											
経常費用	68,327,133	85,831,934	21,982,407	3,584,821		44,706	3,427,622			183,198,626	
福祉医療貸付業務費	68,327,133	77,664,593	20,998,265	3,584,821		44,706	3,427,622			174,047,142	
借入金利息	63,101,041									63,101,041	
債券利息	54,068,290									54,068,290	
債券発行諸費	4,304,956									4,304,956	
業務委託費	132,386									132,386	
福祉医療貸付業務経費	116,889									116,889	
貸倒引当金繰入	445,326									445,326	
4,033,194										4,033,194	
経営指導業務費											
経営指導業務経費	70,908									70,908	
福祉保健医療情報サービス業務費											
福祉保健医療情報サービス業務経費	494,821									494,821	
社会福祉振興助成業務費	2,160,920									2,160,920	
社会福祉振興助成費	2,081,376									2,081,376	
社会福祉振興助成業務経費	79,544									79,544	
退職手当共済業務費			77,374,190								
退職手当給付金			77,099,182								
退職手当共済業務経費		275,008								275,008	
心身障害者扶養保険業務費				20,922,866							
支払保険料				8,615,034							
給付金				12,272,906							
心身障害者扶養保険業務経費			34,926							34,926	
年金担保貸付業務費					3,378,230						
借入金利息				181,692						181,692	
債券利息				999,991						999,991	
債券発行諸費				156,192						156,192	
業務委託費				1,973,518						1,973,518	
年金担保貸付業務経費				62,100						62,100	
貸倒引当金繰入				4,737						4,737	
労災年金担保貸付業務費						37,963				37,963	
業務委託費						32,764				32,764	
労災年金担保貸付業務経費						3,170				3,170	
貸倒引当金繰入						2,029				2,029	
承継債権管理回収業務費											
承継債権管理回収業務経費											
一般管理費	249,505	35,379	6,646	41,210	3,268	105,966	2,850,951			2,850,951	
減価償却費	224,439	14,156	2,668	33,338	789	60,882	441,976			441,976	
人件費	2,025,496	240,867	66,083	132,042	2,685	409,822	336,275			336,275	
臨時損失		8,167,341	984,141								
退職手当給付費支払資金繰入		8,167,341									
心身障害者扶養保険責任準備金繰入			984,141								
収益の部											
運営費交付金収益	65,120,409	85,831,934	22,622,316	3,675,975	48,048	63,736,200				241,034,886	
福祉医療貸付事業収入	3,286,901	552,612	107,997							3,947,510	
53,943,865										53,943,865	
經營指導事業収入	45,053									45,053	
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720									19,720	
退職手当共済事業収入											
掛金		42,641,849								42,641,849	
給付費支払資金運用等収入		42,623,303								42,623,303	
心身障害者扶養保険事業収入		18,546								18,546	
受取保険料										22,511,991	
保険金										8,615,034	
金銭の信託運用益										12,226,602	
年金担保貸付事業収入										1,670,355	
労災年金担保貸付事業収入										3,656,355	
承継債権管理回収業務収入										47,091	
年金住宅資金等貸付金利息										62,807,418	
手数料収入										62,804,683	
補助金等収益										2,735	
国庫補助金収益	7,593,226	38,667,596								46,260,822	
都道府県補助金収益		21,312,337								21,312,337	
社会福祉振興助成費補助金収益		17,355,259								17,355,259	
利子補給金収益	2,081,376									2,081,376	
資産見返運営費交付金戻入	5,511,850									5,511,850	
財務収益	202,723	12,670	2,297	1,548	201	49,187				268,628	
受取利息	13,319									314,406	
雑益	10,082	129		31	417	2				13,107	
臨時利益		3,957,078								4,533,593	
貸倒引当金戻入益										576,514	
退職手当給付費支払資金戻入益		3,957,078								3,957,078	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5,520									23,476	
総利益又は総損失(△)	△ 3,206,723	0	639,909	91,153	3,342	60,308,577				57,836,260	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成23年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 領								計
	一 般 勘 定	共 濟 勘 定	保 険 勘 定	年 金 勘 定	担 保 勘 定	勞 災 年 金 勘 定	承 継 債 権 管 理 勘 定	承 継 教 育 資 金 勘 定	
資金支出	811,285,136	102,424,731	33,654,573	576,758,923	5,005,816	513,185,184			2,042,314,366
業務活動による支出	523,161,332	77,652,611	20,996,168	190,505,807	4,841,984	304,607,546			1,121,765,448
福祉医療貸付事業費	58,199,196								58,199,196
福祉医療貸付金による支出	459,500,000								459,500,000
社会福祉振興助成金による支出	2,081,376								2,081,376
退職手当共済事業費		77,099,182							77,099,182
心身障害者扶養保険事業費			20,887,940		3,369,056				20,887,940
年金担保貸付事業費				186,900,000					3,369,056
労災年金担保貸付事業費					32,833				186,900,000
労災年金担保貸付金による支出					4,800,000				32,833
人件費支出	2,031,181	241,555	66,283	132,513	2,694	410,944			4,800,000
経営指導業務費	71,931								2,885,170
その他の業務支出	1,277,648	311,874	41,945	104,238	6,457	3,028,873			71,931
国庫納付金の支払額			12,608,186			301,167,728			4,771,035
投資活動による支出			12,608,186			203,800,000			301,167,728
金銭の信託の増加による支出									216,408,186
有価証券の取得による支出									12,608,186
財務活動による支出	271,504,002			385,708,332		203,800,000			203,800,000
長期借入金の返済による支出	271,504,002			48,408,332					657,212,334
短期借入金の返済による支出				283,300,000					319,912,334
債券の償還による支出				54,000,000					283,300,000
翌年度への繰越金	16,619,802	24,772,120	50,219	544,784	163,832	4,777,638			54,000,000
									46,928,397
資金収入	811,285,136	102,424,731	33,654,573	576,758,923	5,005,816	513,185,184			2,042,314,366
業務活動による収入	344,361,826	81,862,874	21,429,550	167,384,054	4,364,946	209,353,983			828,757,233
福祉医療貸付回収金による収入	54,023,495								54,023,495
経営指導事業収入	279,364,345								279,364,345
福祉保健医療情報サービス事業収入	45,053								45,053
退職手当共済事業収入	19,720								19,720
心身障害者扶養保険事業収入		42,641,849	21,321,322						42,641,849
年金担保貸付事業収入				3,610,591					21,321,322
年金担保貸付回収金による収入				163,772,552					3,610,591
労災年金担保貸付事業収入					46,250				163,772,552
労災年金担保貸付回収金による収入					4,318,254				46,250
承継債権管理回収業務収入						63,018,903			4,318,254
承継融資業務収入						145,784,273			63,018,903
運営費交付金収入	3,286,901	552,612	107,997						145,784,273
補助金等収入	7,593,226	38,667,596	817						3,947,510
その他の業務収入	29,086			911		442	550,807		46,260,822
投資活動による収入			12,174,804		442		301,100,000		582,294
金銭の信託の減少による収入			12,174,804						313,274,804
有価証券の償還による収入									12,174,804
財務活動による収入	463,000,000			408,700,000			301,100,000		301,100,000
長期借入れによる収入	416,000,000			43,400,000					871,700,000
短期借入れによる収入				283,300,000					459,400,000
債券の発行による収入	33,000,000			82,000,000					283,300,000
政府出資金収入	14,000,000								115,000,000
前年度よりの繰越金	3,923,310	20,561,857	50,219	674,869	640,870	2,731,200			14,000,000
									28,582,328

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

なお、独立行政法人福祉医療機構年度計画（平成23年度）には、平成23年11月17日現在参議院で審議されている平成23

年度第3次補正予算案の内容は反映されておりません。第3次補正予算案が可決され成立した場合には、内容は変更される予定です。